

第**77**回

定時株主総会招集ご通知

2025年4月1日 ▶ 2026年3月31日



日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時

場所

群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
佐田建設株式会社
本社6階会議室

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

佐田建設株式会社

証券コード：1826

株主の皆様へ



佐田建設株式会社
代表取締役社長 星野克行

平素より格別のご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

当連結会計年度（2025年4月～2026年3月）は、公共投資に下支えされた需要環境の一方で、資材・労務コストの上昇や地政学リスクなど、事業環境の不確実性が高い一年となりました。

このような環境下、当社グループは基本理念【Challenge the Next Future with our Passion!】のもと、中期経営計画（2025年4月～2028年3月）初年度の取り組みを着実に推進してまいりました。

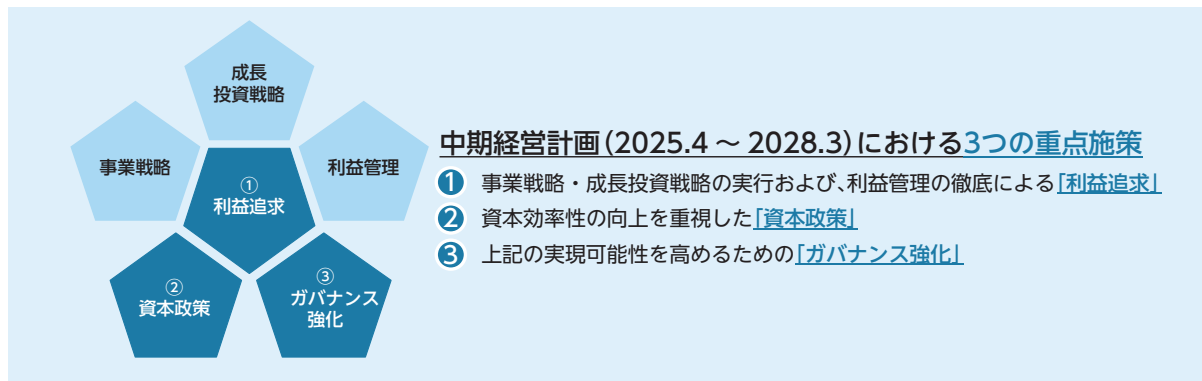
初年度においては、売上高は計画値を下回ったものの、大型工事の採算改善や価格転嫁交渉の進展等により、損益面では計画を上回る成果を確保することができました。

当社は中期経営計画において、「利益追求」「資本政策」「ガバナンス強化」を3つの重点施策として掲げております。

利益追求の面では、利益管理の徹底やDXによる業務高度化を通じて、収益基盤の安定化と持続的な利益創出力の強化を進めてまいります。人的資本では、健康経営の推進、育児休業取得の促進、人材育成施策の充実等を通じて、従業員一人ひとりが能力を発揮できる環境づくりを進め、企業価値向上の源泉としての人材力強化に取り組んでまいります。資本政策については、成長投資と株主還元の両立を基本に、資本効率を意識した経営を推進してまいります。ガバナンス面では、社外取締役の多様化や任意の指名報酬諮問委員会の活用を通じて、透明性と実効性を備えた経営体制の確立に取り組んでまいります。

今後も企業価値の向上に努め、次なる100年に向けて、信頼され、必要とされる企業を目指してまいります。株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

中期経営計画における重点施策

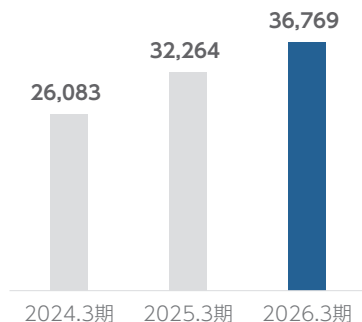


Challenge the Next Future with our Passion!

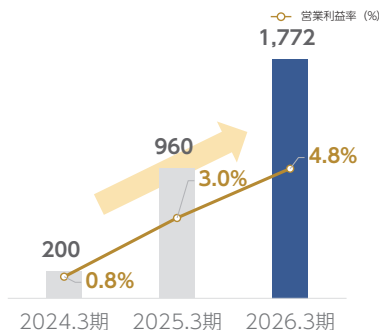
私たちは、何事にも情熱（Passion）をもって、真摯に挑戦（Challenge）し、
 不断の自己革新を継続することで「次の100年（Next Future）」を創造します

2026年3月期 決算ハイライト

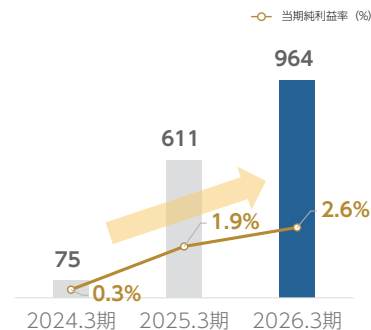
売上高（百万円）



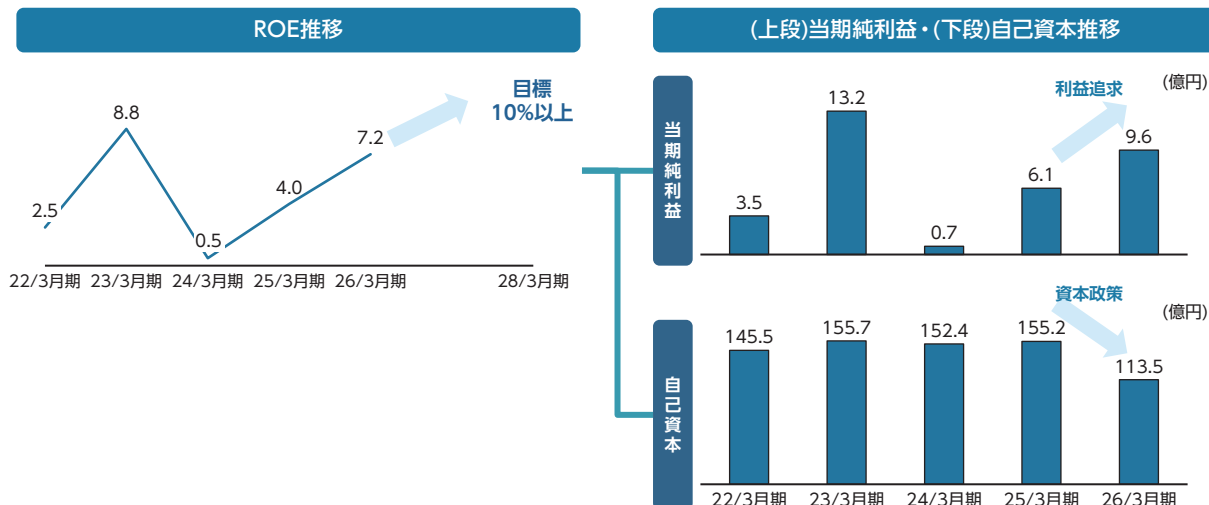
営業利益（百万円）



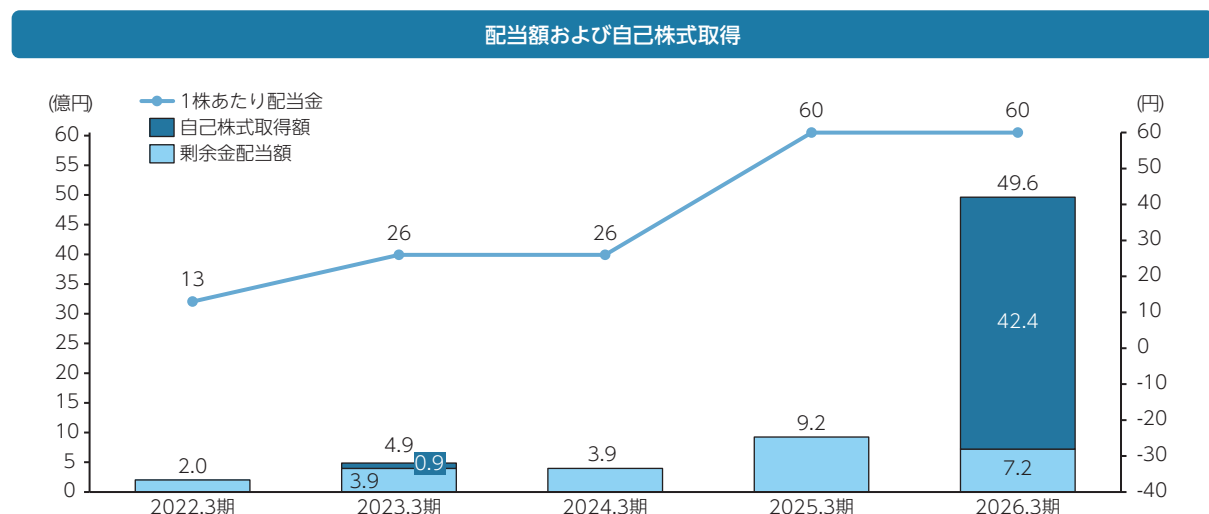
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）



ROE10%に向けた主要財務KPI推移



資本政策 - 株主還元



(証券コード1826)
2026年6月4日

株 主 各 位

群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7

佐田建設株式会社

代表取締役社長 星野 克行

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第77回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

《当社ウェブサイト》

<https://www.sata.co.jp>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「佐田建設」、または証券コードに「1826（半角）」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

《東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）》

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日ご出席いただく場合、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって事前の議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2026年6月25日(木曜日) 午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
佐田建設株式会社 本社6階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項

1. 第77期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。法令および当社定款の規定に基づき、下記の事項を除いております。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している上記各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内

議決権行使には、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合



議決権行使書面を 会場受付にご提出

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます（ご捺印は不要です）。



株主総会開催日時

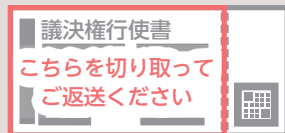
2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前8時30分）

株主総会にご出席されない場合



郵送による ご提出

議決権行使書面に各議案の賛否をご表示の上、切手を貼らずにご返送ください。



行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネット等 によるご入力



当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

スマートフォン、タブレット端末での議決権行使には、「スマート行使」をご利用ください。

詳細は次頁をご覧ください

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分まで

議決権行使書面のご記入方法のご案内

このQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取る方法でも、議決権行使が可能です。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号、第2号議案

賛成の場合……………「賛」の欄に○印
反対の場合……………「否」の欄に○印

第3号、第4号議案

賛成の場合……………「賛」の欄に○印
反対の場合……………「否」の欄に○印
一部の候補者に……………「賛」の欄に○印をし、
反対する場合……………反対する候補者の番号
をご記入ください。

1. 議決権行使書面とインターネット等により議決権を重複して行使された場合はインターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
2. 議決権をインターネット等により複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

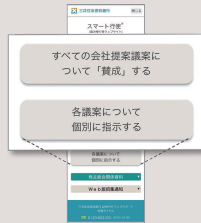
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書面右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書面に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

【注意事項】

※郵送とインターネット等の双方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
※インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

システム等に関する お問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間：午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

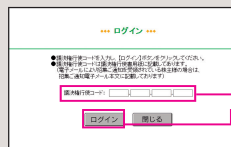
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書面に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※操作画面はイメージです。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当を含む株主還元については、適正な利益を確保するための確固たる事業戦略を基軸として、PBR 1 倍の恒常的な達成を念頭に、成長投資と株主還元のバランスを意識したキャッシュポジションの構築に努めることを基本方針としております。

2025年度の株主還元につきましては、「中期経営計画（2025.4-2028.3）」の配当方針であるDOE 6%を実施いたします。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき60円

配当総額 722,760,120円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役会における監督機能および意思決定プロセスの実効性を高めることを目的として、取締役会の構成および規模について検討を行ってまいりました。

その一環として、今般、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を12名以内から9名以内に見直すものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものいたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（員数） 第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、 <u>12</u> 名以内とする。 ② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。	（員数） 第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、 <u>9</u> 名以内とする。 ② （現行どおり）

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、意思決定プロセスの実効性を高めるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を2名減員し、7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者につきましては、指名報酬諮問委員会の答申に基づき決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における現在の地位	取締役会出席状況
1	ほしの かつ ゆき 星 野 克 行 再任	男性	代表取締役社長 指名報酬	16／16回 (100%)
2	あら い きよ ひこ 荒 井 清 彦 再任	男性	取締役専務執行役員 経営本部長	16／16回 (100%)
3	か のう まさ たか 狩 野 純 公 再任	男性	取締役常務執行役員 営業本部長	16／16回 (100%)
4	あ べ りょう いち 阿 部 良 一 新任	男性	執行役員 栃木支店長	—
5	もり みつ ひろ 森 充 洋 新任	男性	執行役員 土木本部統括部長	—
6	まる やま かず き 丸 山 和 貴 新任 社外 独立	男性	社外取締役監査等委員	16／16回 (100%)
7	うえ はら み な こ 上 原 美奈子 再任 社外	女性	社外取締役 指名報酬	13／13回 (100%)

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員 指名報酬 指名報酬諮問委員

(注) 候補者番号7 上原美奈子氏は、昨年6月26日の定時株主総会において選任されており、就任後に開催した取締役会は13回となります。

候補者番号

1

ほし の かつ ゆき
星 野 克 行
 (1959年1月19日生)

再 任

指名報酬

所有する当社株式の数

40,473株

取締役在任期間（本株主総会終結時） 8年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4 月 当社入社
 2009年 4 月 当社大阪支店土木部長
 2014年 7 月 当社土木本部土木推進部長
 2016年 6 月 当社執行役員土木本部土木推進部長
 2017年 6 月 当社執行役員土木本部統括部長
 2018年 6 月 当社取締役土木本部長
 2023年 6 月 当社専務取締役土木本部長
 2024年 6 月 当社代表取締役社長（現在）

取締役候補者とした理由

星野克行氏は、2018年から当社の取締役、2023年から当社の専務取締役、2024年から当社の代表取締役社長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、持続可能な成長を目指していくうえで最適な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

あら い きよ ひこ
荒 井 清 彦
 (1957年4月25日生)

再 任

所有する当社株式の数

25,453株

取締役在任期間（本株主総会終結時） 6年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4 月 当社入社
 2011年 7 月 当社経営企画部長
 2013年 6 月 当社経営企画部長兼秘書室長
 2016年 6 月 当社常勤監査役
 2020年 6 月 当社取締役経営企画室長
 2024年 6 月 当社取締役専務執行役員経営企画担当
 2024年10月 当社取締役専務執行役員経営本部長（現在）

取締役候補者とした理由

荒井清彦氏は、当社の経営企画部門における豊富な経験に加え、2016年から当社の常勤監査役としての知識・経験を有し、当社事業内容に精通しており、2020年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

か のう まさ たか
狩 野 純 公

(1959年2月8日生)

再 任

所有する当社株式の数

19,113株

取締役在任期間（本株主総会終結時）

4年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4 月 当社入社
2008年 6 月 当社東京支店副支店長
2009年 4 月 当社東京支店第一営業部次長
2011年 6 月 当社東京支店営業部長
2017年 6 月 当社執行役員東京支店長
2021年 6 月 当社常務執行役員東京支店長
2022年 6 月 当社取締役営業本部長
2024年 6 月 当社取締役常務執行役員営業本部長（現在）

取締役候補者とした理由

狩野純公氏は、当社の営業部門における豊富な経験と実績に加え、2022年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

あ べ りょう いち
阿 部 良 一

(1962年12月3日生)

新 任

所有する当社株式の数

5,647株

取締役在任期間（本株主総会終結時）

0年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月 当社入社
2010年 8 月 当社建築本部工事部工事課長
2018年 6 月 当社建築本部リニューアル部工事次長
2019年 2 月 当社建築本部リニューアル部長
2022年 6 月 当社執行役員さいたま支店長
2024年 6 月 当社執行役員栃木支店長（現在）

取締役候補者とした理由

阿部良一氏は、当社の建築業務とリニューアル業務に長年にわたり携わり、現場に精通した豊富な経験と実績に加え、高い見識と能力を有しており、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

5

もり

森

(1963年6月5日生)

みつ

充

ひろ

洋

新 任

所有する当社株式の数

9,974株

取締役在任期間（本株主総会終結時） 0年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4 月 当社入社
2010年 6 月 当社土木本部工事部工事課長
2018年 6 月 当社土木本部工事部工事次長
2021年 6 月 当社土木本部工事部第二工事部長兼栃木支店土木部長
2024年 6 月 当社執行役員土木本部統括部長（現在）

取締役候補者とした理由

森 充洋氏は、当社の土木業務に長年にわたり携わり、現場に精通した豊富な経験と実績に加え、高い見識と能力を有しており、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

6

まる

丸

やま

山

かず

和

き

貴

(1951年6月24日生)

新 任

所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者

取締役在任期間（本株主総会終結時） 2年

独立役員候補者



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4 月 弁護士登録（現在）
1981年 4 月 丸山法律事務所開業（現在）
2004年 6 月 当社監査役
2015年 8 月 カネコ種苗株式会社社外取締役
（現在）
2024年 6 月 当社取締役監査等委員（現在）

<重要な兼職の状況>

丸山法律事務所 弁護士
カネコ種苗株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

丸山和貴氏は、弁護士として専門的な知識・経験を有し、これまで当社の監査役および監査等委員である社外取締役として重要な役割を果たしていただいております。今後は専門的見地から、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者としております。

候補者番号
7

うえ はら み な こ
上 原 美奈子
(1965年2月3日生)

再 任
社外取締役候補者
指名報酬

所有する当社株式の数 0株
取締役在任期間（本株主総会終結時） 1年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月 群馬県庁入庁
2018年 4 月 同庁健康福祉部健康福祉課地域福祉推進室長
2019年 4 月 同庁自治研修センター所長
2020年 4 月 同庁生活こども部私学・子育て支援課長
2021年 4 月 同庁生活こども部生活こども課長
2022年 4 月 同庁生活こども部長
2025年 5 月 公益社団法人群馬県老人保健施設協会
事務局長（現在）
2025年 6 月 当社取締役（現在）

<重要な兼職の状況>

公益社団法人群馬県老人保健施設協会 事務局長

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

上原美奈子氏は、長年にわたる行政機関での専門的知識・経験を有しており、当社の社外取締役として重要な役割を果たしていただいております。今後も専門的見地から、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 丸山 和貴、上原 美奈子の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 丸山 和貴氏の監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。また、上原 美奈子氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
丸山 和貴氏は、現在当社の社外取締役監査等委員であり、上原 美奈子氏は、現在当社の社外取締役であります。当社は両氏との間で責任限定契約を締結しております。両氏の社外取締役としての選任が承認された場合には、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする。
5. 当社は丸山 和貴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。選任が承認された場合には、当社は引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告3の(6)役員等賠償責任保険契約に関する事項に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。
なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名	性別	当社における現在の地位	取締役会 出席状況
1	なか じま かつ ひと 中 島 克 仁 新任	男性	取締役執行役員 土木本部長	16／16回 (100%)
2	き べ かず お 木 部 和 雄 再任 社外	男性	社外取締役監査等委員	16／16回 (100%)
3	ます だ じゅん いち 増 田 順 一 再任 社外 独立	男性	社外取締役監査等委員	16／16回 (100%)
4	かつら がわ しゅう いち 桂 川 修 一 新任 社外 独立	男性	社外取締役 指名報酬	16／16回 (100%)

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員 指名報酬 指名報酬諮問委員

候補者番号

1

なか じま かつ ひと
中 島 克 仁
(1959年3月24日生)

新 任

所有する当社株式の数 25,324株
取締役在任期間（本株主総会終結時） 2年

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1983年 4 月 当社入社
2013年 6 月 当社土木本部工事部次長
2014年 6 月 当社土木本部第一工事部長
2017年 6 月 当社執行役員土木本部第一工事部長
2018年 6 月 当社執行役員土木本部統括部長
2024年 6 月 当社取締役執行役員土木本部長（現在）

監査等委員である取締役候補者とした理由

中島克仁氏は、当社の土木業務に長年にわたり携わり、現場に精通した豊富な経験と実績に加え、2024年から当社の取締役として経営に携わっております。今後は、監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号

2

き べ かつ お
木 部 和 雄
(1950年9月13日生)

再 任

社外取締役候補者

所有する当社株式の数 0株
取締役在任期間（本株主総会終結時） 2年

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

2007年 6 月 株式会社群馬銀行取締役兼執行役員東京駐在・東京支店長
2009年 6 月 同行常務取締役
2011年 4 月 同行常務取締役事務部長
2011年 6 月 同行専務取締役
2014年 6 月 同行取締役副頭取
2015年 6 月 同行代表取締役会長
2015年10月 群馬県人事委員会委員
2019年 6 月 株式会社群馬銀行相談役
2020年 6 月 当社監査役
2024年 6 月 当社取締役監査等委員（現在）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木部和雄氏は、企業経営についての豊富な経験および金融全般における高度な専門性と幅広い見識を有しております。これらの知見・経験を活かし、当社の監査等委員である社外取締役として経営の監督において重要な役割を果たしていただいていることから、引き続き職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者番号
3

ます だ じゅん いち
増 田 順 一
(1957年1月16日生)

再 任
社外取締役候補者
独立役員候補者

所有する当社株式の数 1,400株
取締役在任期間（本株主総会終結時） 2年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年 7 月	名古屋国税局調査部特別国税調査官	<重要な兼職の状況>
2007年 7 月	関東信越国税局調査査察部調査第五部 増田順一税理士事務所 税理士 門統括国税調査官	
2009年 7 月	木曽税務署長	
2012年 7 月	関東信越国税局調査査察部調査審理課長	
2014年 7 月	関東信越国税局調査査察部調査管理課 長	
2015年 7 月	関東信越国税局調査査察部次長	
2016年 7 月	長野税務署長	
2017年 8 月	税理士登録（現在）	
2017年 12月	当社仮監査役	
2018年 6 月	当社監査役	
2024年 6 月	当社取締役監査等委員（現在）	

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

増田順一氏は、税理士として専門的な知識・経験を有しております。これらの知識・経験を活かし、当社の監査等委員である社外取締役として経営の監督において重要な役割を果たしていただいていることから、引き続き職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者番号

4

かつら がわ しゅう いち

桂川修一

(1958年2月25日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名報酬

所有する当社株式の数

0株

取締役在任期間（本株主総会終結時）

3年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所

1995年8月 公認会計士登録（現在）

2020年7月 桂川公認会計士事務所所長（現在）

2022年4月 南青山監査法人代表社員（現在）

2023年6月 当社取締役（現在）

＜重要な兼職の状況＞

公認会計士

桂川公認会計士事務所 所長

南青山監査法人 代表社員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

桂川修一氏は、公認会計士として専門的な知識・経験を有し、2023年から当社の社外取締役として重要な役割を果たしていただいております。今後は専門の見地から、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 木部 和雄、増田 順一、桂川 修一の3氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 木部 和雄氏の監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。増田 順一氏の監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。また、桂川 修一氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
4. 監査等委員である社外取締役との責任限定契約について
木部 和雄、増田 順一の両氏は現在当社の社外取締役監査等委員であり、桂川 修一は、現在当社の社外取締役であります。当社は3氏との間で責任限定契約を締結しております。3氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合には、当社は3氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする。
5. 当社は増田 順一と桂川 修一の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告3の(6)役員等賠償責任保険契約に関する事項に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス
議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位 および担当	企業経営	営業・ マーケティング	コーポレート ファイナンス	建設DX	人事・労務・ 人材開発	安全・ 品質・技術	ESG	法務・リスク マネジメント
星野 克行	代表取締役社長	●	●			●	●	●	●
荒井 清彦	取締役専務執行役員経営本部長	●		●	●	●		●	●
狩野 純公	取締役常務執行役員営業本部長	●	●			●		●	
阿部 良一	取締役執行役員建築本部長	●	●		●		●		
森 充洋	取締役執行役員土木本部長	●			●		●	●	
丸山 和貴	社外取締役							●	●
上原 美奈子	社外取締役					●			●
中島 克仁	取締役常勤監査等委員	●					●		●
木部 和雄	社外取締役監査等委員	●		●					●
増田 順一	社外取締役監査等委員			●					●
桂川 修一	社外取締役監査等委員			●					●

※上記一覧は、取締役および取締役監査等委員が有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

ご参考 取締役を求めるスキル項目について

スキル項目	スキル項目を選定した理由
企業経営	企業の重要な意思決定に携わったことのある豊富な経験と知見を有し、佐田建設グループの経営理念を実現するための高い行動力と優れた解決力を有すること
営業・マーケティング	営業・マーケティングに関する豊富な経験と知見を有し、事業マーケットのトレンドを掴んだうえで、個々のお客さまに最適なソリューションや価値を提示できる優れた提案力を有すること
コーポレートファイナンス	健全な財務基盤を構築するための財務・会計に関する豊富な経験と知見を有し、成長投資と株主還元を両立させるキャッシュアロケーションを実現するための優れた財務管理能力を有すること
建設DX	建設DXの普及・推進に関する豊富な経験と知見を有し、積極的な技術開発と建設生産システムの抜本的な改革を推進するための、優れた情報リテラシーを有すること
人事・労務・人材開発	人事労務に関する豊富な経験と知見を有し、建設業への就労人口減少や高齢化する人的資本課題等に対応するための、優れた発想力と遂行力を有すること
安全・品質・技術	建設技術と安全活動に対する豊富な経験と知見を有し、お客さまへの新たな付加価値の提案と現場における安全活動の徹底推進を通じて、従業員エンゲージメントの向上に資する優れたマネジメント能力を有すること
ESG	長期的な企業成長を目指すために、環境・社会・企業統治の各領域において会社に取り組むべき課題を把握し、それらの課題に対処するための深い知見を有すること
法務・リスクマネジメント	法律やコンプライアンスに関する豊富な経験と知見を有し、適切なリスク管理による経営の安定化を推進することで、社会との信頼関係の構築に貢献できる優れたリーガルマインドを有すること

以上

事業報告

(2025年4月1日から
(2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過およびその成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化や雇用・所得環境の改善が進み、また旺盛なインバウンド需要の高まりなどにより、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、イラン情勢の緊迫化をはじめとする中東地域の地政学的リスクの高まりや円安基調の影響により、資源・原材料価格の高騰が続ぎ、依然として先行き不透明な状況となっております。

建設業界におきましては、安定的な公共投資、回復傾向にある民間設備投資によって増加基調にありましたが、供給面においては、建設資材の価格高騰や労務需給の逼迫、建設業の時間外労働上限規制への対応等の影響もあり、厳しい事業環境となりました。

当社グループはこのような状況下、受注の獲得と利益の向上に全力で取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は土木関連93億2千3百万円(前期比27.8%減)、建築関連315億4千5百万円(前期比25.6%増)、兼業事業4億3千1百万円(前期比8.7%減)となり、合計で前期に比べ27億9千3百万円増加し412億9千9百万円(前期比7.3%増)となりました。

売上高は、前期繰越工事の増加等により、土木関連112億1千3百万円(前期比35.1%増)、建築関連251億2千5百万円(前期比7.0%増)、兼業事業4億3千1百万円(前期比8.7%減)となり、合計で前期に比べ45億4百万円増加し367億6千9百万円(前期比14.0%増)となりました。

繰越高は、民間大型工事を受注したこと等により、土木関連95億2千9百万円(前期比16.5%減)、建築関連248億8千万円(前期比34.8%増)となり、合計で前期に比べ45億3千万円増加し344億9百万円(前期比15.2%増)となりました。

営業利益は、大型工事における採算改善、物価上昇分の価格転嫁交渉の進展等により、売上総利益率が改善したことから、前期に比べ8億1千1百万円増加し17億7千2百万円(前期比84.4%増)となりました。

経常利益は、前期に比べ7億4千8百万円増加し17億1千7百万円(前期比77.3%増)となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べ3億5千2百万円増加し9億6千4百万円(前期比57.7%増)となりました。

当社の業績につきましては、受注高は土木関連69億4千7百万円(前期比40.7%減)、建築関連255億6千5百万円(前期比27.7%増)、兼業事業4億9千9百万円(前期比1.5%減)となり、合計で前期に比べ7億7千3百万円増加し330億1千2百万円(前期比2.4%増)となりました。また、工事関係の受注高の工事別比率は、土木関連21.4%、建築関連78.6%であり、発注者別比率では、官公庁工事29.8%、民間工事70.2%であります。

売上高は、土木関連99億1千万円(前期比45.4%増)、建築関連200億8千8百万円(前期比13.6%増)、兼業事業4億9千9百万円(前期比1.5%減)となり、合計で前期に比べ54億9千1百万円増加し304億9千8百万円(前期比22.0%増)となりました。また、工事関係の売上高の工事別比率は、土木関連33.0%、建築関連67.0%であり、発注者別比率では、官公庁工事52.6%、民間工事47.4%であります。

繰越高は、土木関連82億1千8百万円(前期比26.5%減)、建築関連218億9千6百万円(前期比33.4%増)となり、合計で前期に比べ25億1千4百万円増加し301億1千4百万円(前期比9.1%増)となりました。また、繰越高の工事別比率は、土木関連27.3%、建築関連72.7%であり、発注者別比率では、官公庁工事33.7%、民間工事66.3%であります。

営業利益は、連結と同様の理由により、前期に比べ7億5千6百万円増加し12億1千3百万円(前期比165.5%増)となりました。

経常利益は、前期に比べ7億7千1百万円増加し13億2千2百万円(前期比139.7%増)となりました。

当期純利益は、前期に比べ3億9千2百万円増加し7億6千6百万円(前期比104.8%増)となりました。

② 部門別の事業の状況
(企業集団の状況)

受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土木関連	11,418	9,323	11,213	9,529
	建築関連	18,460	31,545	25,125	24,880
小 計		29,879	40,868	36,338	34,409
兼 業 事 業		—	431	431	—
合 計		29,879	41,299	36,769	34,409

(当社の状況)

受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土木関連	11,180	6,947	9,910	8,218
	建築関連	16,419	25,565	20,088	21,896
小 計		27,600	32,513	29,998	30,114
兼 業 事 業		—	499	499	—
合 計		27,600	33,012	30,498	30,114

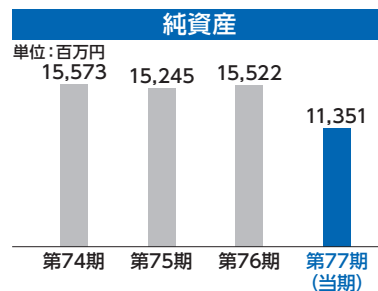
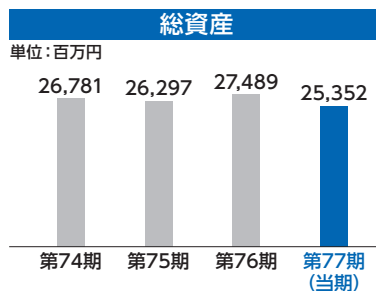
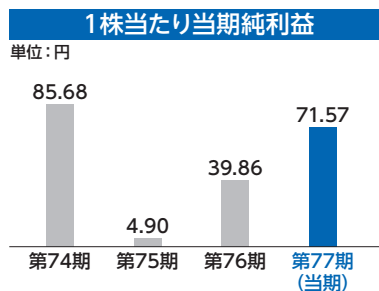
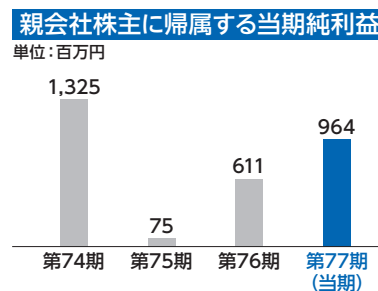
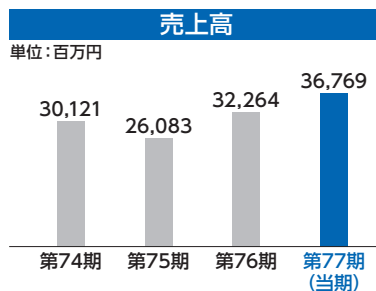
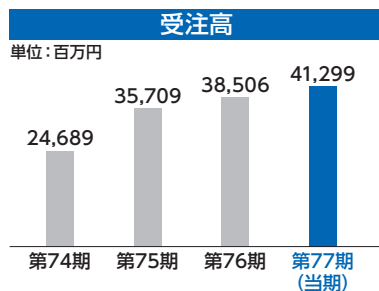
(2) 企業集団の設備投資等についての状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 企業集団の直前三事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の状況

項 目 \ 期 別	2022年度 第74期	2023年度 第75期	2024年度 第76期	2025年度 第77期(当期)
受 注 高 (百万円)	24,689	35,709	38,506	41,299
売 上 高 (百万円)	30,121	26,083	32,264	36,769
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,325	75	611	964
1株当たり当期純利益 (円)	85.68	4.90	39.86	71.57
総 資 産 (百万円)	26,781	26,297	27,489	25,352
純 資 産 (百万円)	15,573	15,245	15,522	11,351

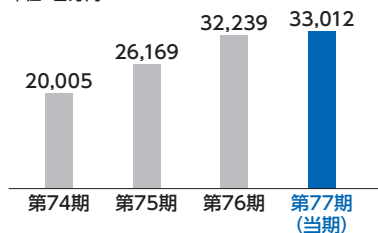


② 当社の状況

項 目 \ 期 別	2022年度 第74期	2023年度 第75期	2024年度 第76期	2025年度 第77期(当期)
受 注 高 (百万円)	20,005	26,169	32,239	33,012
売 上 高 (百万円)	25,290	19,017	25,006	30,498
当期純利益 (△損失) (百万円)	1,226	△97	374	766
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)	79.24	△6.39	24.39	56.88
総 資 産 (百万円)	23,811	22,062	23,169	21,022
純 資 産 (百万円)	13,482	12,981	13,021	8,652

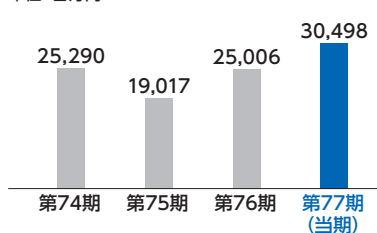
受注高

単位: 百万円



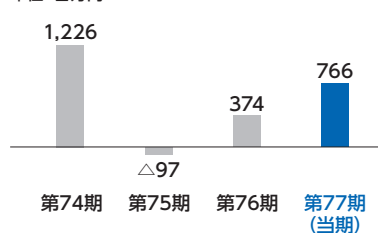
売上高

単位: 百万円



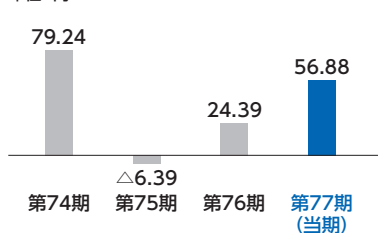
当期純利益 (△損失)

単位: 百万円



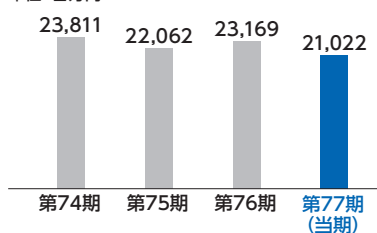
1株当たり当期純利益 (△損失)

単位: 円



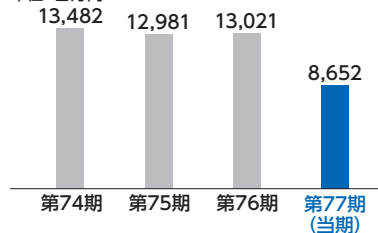
総資産

単位: 百万円



純資産

単位: 百万円



(4) 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、景気は緩やかな回復基調が続くことが予想されます。しかしながら、中東地域における紛争や緊張状態の長期化は、エネルギー価格の高止まりや国際物流の停滞を通じて、世界経済に幅広い影響を及ぼす可能性があり、先行きに対する不透明感を一段と強めております。これに加え、ウクライナ情勢の長期化、金利上昇や急激な為替変動の影響なども懸念され、依然として予断を許さない状況が続くものと認識しております。

建設業界におきましては、安定的な公共投資を下支えに一定の需要が見込まれるものの、中東情勢に起因する世界経済の減速懸念を背景として、民間設備投資を中心に建設需要が弱含む可能性があります。また、中東情勢の不安定化を背景としたエネルギー価格の高騰・建設資材価格の上昇、労務需給の逼迫、建設業における時間外労働上限規制への対応など、供給面での制約は依然として大きく、厳しい事業環境が継続するものと予測されます。

このような状況の中、当社グループは【Challenge the Next Future with our Passion!】「私たちは、何事にも情熱 (Passion) をもって、真摯に挑戦 (Challenge) し、不断の自己革新を継続することで「次の100年 (NextFuture)」を創造します。」を基本理念に、中期経営計画と資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた方針の確実な遂行に最大限の努力を行ってまいります。

内容については、「中期経営計画 (2025.4-2028.3)」をご参照ください。
https://www.sata.co.jp/uploads/2025/02/sata_financial_release_20250210_03.pdf

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント

当社は、建設業法により特定建設業者（特-5）第3567号の国土交通大臣許可を受け、土木・建築ならびに関連する事業を行っております。また、当社は宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（4）第7067号として、群馬県知事免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

子会社4社は建設工事の受注・施工を行っております。

(6) 企業集団の主要拠点等

① 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	群 馬 県 前 橋 市	栃 木 支 店	栃 木 県 宇 都 宮 市
東 京 支 店	東 京 都 豊 島 区	茨 城 支 店	茨 城 県 下 妻 市
大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市	東 北 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市
さいたま支店	埼 玉 県 さいたま市		
子会社			
佐 田 道 路 (株)	群 馬 県 前 橋 市	(株)リフォーム群馬	群 馬 県 前 橋 市
(株) 島 田 組	群 馬 県 桐 生 市	彩 光 建 設 (株)	埼 玉 県 さいたま市

② 使用人の状況

ア 企業集団の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
463名	9名増	46.8才	21.1年

イ 当社の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
385名	15名増	45.1才	21.5年

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 子会社の状況

名 称	当 社 の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
佐 田 道 路 株 式 会 社	100.0%	土木工事の施工、建築資材の販売等
株 式 会 社 島 田 組	100.0%	土木建築の請負並びに建築資材の販売
株式会社リフォーム群馬	100.0%	建築の請負並びに設計および施工業務
彩 光 建 設 株 式 会 社	100.0%	建築土木工事の設計並びに施工、建築資機材の販売等

② 企業結合の成果

「企業集団の直前三事業年度の財産および損益の状況」に記載のとおりです。

(8) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 群 馬 銀 行	650百万円
株 式 会 社 足 利 銀 行	640百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100百万円
株 式 会 社 東 和 銀 行	100百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	36百万円

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,046,002株 (自己株式1,340,231株を除く)
- ③ 当事業年度末の株主数 5,216名 (前期末比1,053名増)
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 ス ノ ー ボ ー ル キ ャ ピ タ ル	11,275百株	9.4%
佐 田 建 設 従 業 員 持 株 会	9,947	8.3
佐 田 建 設 伸 佐 会 持 株 会	7,913	6.6
齊 丸 千 代	5,517	4.6
株 式 会 社 群 馬 銀 行	5,271	4.4
齊 丸 興 業 株 式 会 社	4,170	3.5
株 式 会 社 ヤ マ ト	3,222	2.7
東 京 石 灰 工 業 株 式 会 社	2,600	2.2
株 式 会 社 齊 丸 ビ ジ ネ ス カ ン パ ニ ー	2,483	2.1
株 式 会 社 齊 丸 不 動 産	2,351	2.0

(注) 持株比率は、自己株式 (1,340,231株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。
譲渡制限付株式報酬

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	16,700株	6 名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

3. 会社役員に関する事項

(1) 当社の会社役員に関する事項

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	星 野 克 行	
取締役 専務執行役員	荒 井 清 彦	経営本部長
取締役 常務執行役員	中 尾 信 芳	建築本部長
取締役 常務執行役員	狩 野 純 公	営業本部長
取締役 執行役員	堀 内 金 弘	管理本部長
取締役 執行役員	中 島 克 仁	土木本部長
社 外 取 締 役	富 岡 政 明	特定社会保険労務士・行政書士 社会保険労務士法人富岡労務管理事務所 代表社員
社 外 取 締 役	桂 川 修 一	公認会計士・桂川公認会計士事務所 所長 南青山監査法人 代表社員
社 外 取 締 役	上 原 美奈子	公益社団法人群馬県老人保健施設協会 事務局長
取締役 常勤監査等委員	渡 邊 秀 幸	
社外取締役 監査等委員	丸 山 和 貴	丸山法律事務所 弁護士 カネコ種苗株式会社 社外取締役
社外取締役 監査等委員	木 部 和 雄	
社外取締役 監査等委員	増 田 順 一	増田順一税理士事務所 税理士

- (注) 1. 当期中の取締役、監査等委員の異動
2025年6月26日開催の第76回定時株主総会において、上原 美奈子氏は、新たに社外取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役富岡 政明、桂川 修一、上原 美奈子の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役監査等委員丸山 和貴、木部 和雄、増田 順一の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 取締役富岡 政明、桂川 修一、取締役監査等委員丸山 和貴、増田 順一の4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

5. 取締役監査等委員木部 和雄氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役監査等委員増田 順一氏は、税理士の資格を有しており、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社監査等委員会は、情報収集と監査の実効性確保の観点から、渡邊 秀幸氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 取締役、監査等委員ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百 万 円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く) 〈うち社外取締役〉	146 〈12〉	85 〈12〉	42 〈―〉	18 〈―〉	9 〈3〉
監査等委員である取締役 〈うち社外取締役〉	23 〈13〉	23 〈13〉	— 〈―〉	— 〈―〉	4 〈3〉

(注) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき決議した株式数に割当決議前日の終値で計算した金額を記載しています。

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針の事項

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬は、企業価値向上を強く志向する体系及びインセンティブが十分に機能するよう株主利益と連動した体系としています。

報酬は、基本報酬と業績連動報酬により構成し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準としています。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬ならびに非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役については、基本報酬のみとしております。

a. 決定方針の決定方法

2025年5月19日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しております。

b. 基本方針

取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) の報酬は、「固定報酬である基本報酬」「企業価値向上と株主利益への貢献度に応じた業績連動報酬」「中長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬額(RS)による非金銭報酬」によって構成されています。各報酬の構成比は、従来の「基本報酬75%、業績連動報酬15%、非金銭報酬10%」を改め、「基本報酬60%、業績連動報酬25%、非金銭報酬15%」と設定し、中期経営計画に定める事業目標の達成と株主利益の共有を強く意識した内容としています。

なお、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、経営の監視・監督を行う立場であることを鑑み、基本報酬のみの設定としますが、報酬水準は、各社外取締役に期待する役割・機能を果たすために費やす時間・労力並びに客観的な報酬市場調査データ（当社と業態や規模が類似する企業の報酬水準）等を勘案したうえで、適切な金額に設定しています。

当該方針は、当社が任意に設置する指名報酬諮問委員会に諮問のうえ、取締役の報酬が健全なインセンティブとして機能するよう、当該決定方針、報酬水準を定期的に検証します。

c.基本報酬の個人別の報酬額の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与等の水準を総合的に勘案して決定しております。

当社は任意に設置する指名報酬諮問委員会を設置し、指名報酬諮問委員会は上場他社の報酬水準との比較結果を踏まえつつ、取締役会に報酬等の額を答申します。

d.業績連動報酬ならびに非金銭報酬等の内容および報酬額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、連結業績の達成度合いに応じた現金報酬額を取締役会で決定し、賞与として毎年、一定の時期に支給しております。連結業績の評価にあたっては、中期経営計画（2025.4～2028.3）に則って、「受注高」「売上高」「営業利益」「当期純利益」「ROE」の5つをKPI設定し、各指標の達成状況に応じて、業績連動報酬の支給率は「0～1.2倍」まで可変します。なお、当事業年度における当該指標の実績は、受注高412億円、売上高367億円、営業利益17.72億円、当期純利益9.64億円、ROE7.2%であります。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式（譲渡制限期間30年、報酬枠年額3,600万円以内、交付する普通株式の上限として100,000株、割当決議時点の状況等を総合的に勘案）の付与を上記の5つの指標を基準に取締役会で決定し、一定の時期に支給しております。

取締役の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内かつ報酬等に関する諸規定に基づき作成した報酬案を任意に設置する指名報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会において審議・決定しています。

- ② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
当社取締役及び監査等委員の報酬等の限度額は以下のとおり、決議されています。

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会決議	左記総会終結時点の対象者の員数
取締役(監査等委員である取締役を除く)	金 銭 報 酬	年額180百万円以内 (うち社外取締役分24百万円以内)	2024年6月26日開催の第75回定時株主総会	8 名 (うち社外取締役2名)
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	株 式 報 酬	年額36百万円以内	2024年6月26日開催の第75回定時株主総会	6 名
監査等委員である取締役	金 銭 報 酬	年額36百万円以内	2024年6月26日開催の第75回定時株主総会	4 名

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役	富岡 政明	社 会 保 険 労 務 士 法 人 富岡労務管理事務所 代表社員	当社との重要な取引関係はありません。
取締役	桂川 修一	桂川公認会計士事務所 所長 南青山監査法人 代表社員	当社との重要な取引関係はありません。
取締役	上原 美奈子	公 益 社 団 法 人 群馬県老人保健施設協会 事務局長	当社との重要な取引関係はありません。
取締役 監査等委員	丸山 和貴	丸山法律事務所 弁護士 カネコ種苗株式会社 社外取締役	当社との重要な取引関係はありません。
取締役 監査等委員	増田 順一	増田順一税理士事務所 税理士	当社との重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	富岡 政明	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、必要に応じ、主に特定社会保険労務士としての専門的見地から、当社の意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っています。
取締役	桂川 修一	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、経営判断、意思決定に必要な発言を行っています。また、指名報酬諮問委員会の委員長として、主導的な役割を果たし、独立した客観的な立場から、取締役候補者の選定や取締役の報酬の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	上原 美奈子	当事業年度に開催された取締役会のうち就任後に開催された13回すべてに出席し、必要に応じ、主に行政機関での専門的知識・経験から、女性社員の育成・活用推進等についての発言を行っています。また、指名報酬諮問委員会の委員として、独立した客観的な立場から、取締役候補者の選定や取締役の報酬の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 監査等委員	丸山 和貴	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、監査等委員会8回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の維持等についての発言を行っています。
取締役 監査等委員	木部 和雄	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、監査等委員会8回すべてに出席し、必要に応じ、主に企業経営から培った豊富な経験・見識等から、当社の企業統治等について発言を行っています。
取締役 監査等委員	増田 順一	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、監査等委員会8回すべてに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から、当社の財務情報の変更等について発言を行っています。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役富岡 政明氏、桂川 修一氏、上原 美奈子氏および社外取締役監査等委員丸山 和貴氏、木部 和雄氏、増田 順一氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。

(5) 社外役員の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
社外取締役	3人	12百万円
社外取締役監査等委員	3人	13百万円

(6) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社の子会社のすべての取締役、執行役員および取締役監査等委員、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者がその行為に起因して負担する法律上の損害賠償金および争訟費用を補填することを目的としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者の違法行為に起因して生じたものは填補されない等の免責事由があります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 氏名または名称

当社の会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	30百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について決議しており、その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制

【役職員行動規範】を役職員に周知することにより、コンプライアンスを企業活動の基本方針とすることを徹底する。

コンプライアンス体制を推進するため、「コンプライアンス基本規程」及び「内部通報規程」を定め、コンプライアンス統括部署を業務管理部とし、相談・通報の窓口とする。

役職員は、コンプライアンス違反行為が現に行われ、または、行われようとしているときには、業務管理部に通報するものとし、通報者の保護を徹底することにより、コンプライアンス違反行為の未然防止に努める。

② 財務報告の内部統制

会計基準その他関連する諸法令及び当社経理規程を遵守し、当社及び連結子会社の財務報告の適法性と適正性を確保するための体制を整備する。

③ 内部監査

業務管理部が内部監査を担当する。業務管理部は、全部門を対象として定期的または臨時に実施する内部監査を通じて、全ての業務が法令、定款、社内諸規程に準拠して、適正かつ効率的に遂行されているかをモニタリングし、問題点の把握と改善に努め、経営層に報告するとともに、必要に応じて監査等委員会及び会計監査人と協議する。

④ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告の信頼性と適正性を確保するために、業務管理部を責任部署として、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。業務管理部は、内部統制が有効に機能することを継続的に評価し、その内容を経営会議へ報告する。経営会議は不備等への是正を指示し、改善の状況を適時に把握する。

⑤ 反社会的勢力への対応

反社会的勢力及び団体に対しては毅然として対応することを役職員行動規範に定め、役職員に周知徹底を図る。対応統括部署を総務部とし、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に定める講習を受けた総務部長が、不当要求防止責任者となっている。総務部は、経営企画部や顧問弁護士と協議し、事案に応じた対応を講じる社内体制を整備する。企業に対するあらゆる暴力の防止及び排除を目的とする「群馬県企業防衛対策協議会」の会員として、必要な情報交換を行うとともに警察活動に協力する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、以下の文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持する。

- ① 株主総会議事録
- ② 取締役会議事録
- ③ 経営会議議事録
- ④ 稟議書
- ⑤ 契約書
- ⑥ 計算書類および連結計算書類

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行取締役、執行役員及び使用人は、その所管業務に関して、職位別の権限と責任並びに職務基準を明確にし、目標管理を徹底するとともに、その業務プロセスに内在するリスク（目標達成の不確実性及び損失発生危険性をいう）の認識・評価・管理に係る「部門別リスク管理規程」を定め、リスクマネジメント体制を構築する。

部門横断的なリスクについては、経営企画部において統括管理を行う。

業務管理部は、内部監査により業務管理・業務執行のリスクマネジメントの状況を検討・評価し、その結果に基づく改善・合理化への助言・提案等を通じてリスクマネジメントの改善を図る。

- ② 天災地変・重大災害等、企業の存続を脅かしかねない不測の事態発生に備え、「緊急時リスク管理規程」を定め、社長を対策本部長とする緊急時対応体制を整備し、損失を最小限とすべく対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、安定した利益が確保できる企業体質を構築し、顧客の更なる信頼と満足に應える企業を目指した「中期経営計画」に基づいて、経営目標達成のために活動し、進捗状況の管理を行う。

業務執行取締役及び執行役員は、「中期経営計画」に基づき、予め設定された所管部門の目標の進捗状況を自ら管理・検証する。財務部門において別途実績に係るデータ集積がなされ、これらの情報は経営会議に伝達される。経営会議は経営目標達成のために必要な対策を協議・決定する。

- ② 経営上の迅速な意思決定と監督機能を強化するため、2001年より執行役員制度を導入している。

取締役会は毎月1回定例開催し、必要に応じて臨時に開催する。

取締役会は、法令及び定款並びに「取締役会規則」に定める経営上の重要な意思決定を行い、取締役及び執行役員の役割と権限を定め、その職務執行を監督する。

経営会議は適時・的確に意思決定を行うため毎週1回定例開催する。

経営会議は社長を議長とし、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、業務執行に関する重要事項を協議・決定する。

執行役員会議は毎月1回定例開催する。

執行役員会議は重要な業務方針の伝達を行うとともに、執行上の課題について協議・検討する。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、当社及び連結子会社4社で構成されるが、【経営理念】・【基本方針】・【役職員行動規範】は、グループ全体に適用することとする。
- ② 子会社の統括管理部署を業務管理部とし、担当職員を配置する。
- ③ 子会社の重要な会計方針は、当社の会計方針に統一し運用することとする。
- ④ 子会社は全て取締役会及び監査役の設置会社とし、グループ監視機能を維持するため、当社から役職員を監査役として派遣することとする。
- ⑤ 子会社の経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に従い、案件に応じて、経営会議もしくは取締役会において決定し、子会社は、定期的に当社へ業務執行についての報告を行うものとする。
- ⑥ 当社の監査等委員会、子会社監査役、内部監査部署は、当社と子会社間及び子会社相互の間で非通例的取引が行われないよう監視し、業務の適正を確保する。
- ⑦ 子会社における業務執行に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別及び管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くこととする。

(7) 前号の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当該使用人を置く場合は監査等委員会室配属とし、人事評価・異動等については監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- ② 当該使用人に、監査等委員会の指示に基づいた調査に関する権限を認める。

(8) 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 代表取締役及び業務執行取締役は、監査等委員が出席する取締役会、常勤監査等委員が出席する経営会議において随時担当業務の状況を報告する。
- ② 取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び業績に影響を与える重要な事項、または、役職員による違法または不正な行為を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
- ③ 監査等委員会是何時でも必要に応じて取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人に対して報告を求めることができる。

(9) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。

(10) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 法律・税務の専門家を監査等委員である社外取締役に選任している。経営に対する独立監査機能を強化・維持するため、この体制を確保する。
- ② 社長は、当社が対処すべき課題及び監査上の事項について、監査等委員会と定期的に意見交換を行い意思の疎通を図ることとする。
- ③ 監査等委員全員が取締役会に出席し常勤監査等委員が経営会議に出席している。監査等委員会の重要情報へのアクセス並びに意思決定過程監査の機会を保障するため、この体制を確保する。
- ④ 監査等委員会は、会計監査人及びグループ各社の監査役と情報交換し、併せて、内部監査部署と連携することにより、当社及びグループ各社の監査の実効性を確保する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を業務管理部がモニタリングして、その結果を経営会議で評価し、必要な対応を実施いたしました。

(2) コンプライアンス

当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行ないました。

(3) リスク管理体制

毎週開催される経営会議において、各本部・本支店・グループ各社から報告される内部環境リスク・業務活動リスク・外部環境リスクの検証を行い、全社的な情報共有に努め、重大な事案については取締役会に報告し、適切に措置を講じました。

(4) 内部監査

内部監査方針及び監査計画に基づき、業務管理部が当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果に基づく情報の提供並びに改善・合理化への助言・提案等を通じて、業務プロセスにおける業務効率の向上を実現いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額及び持株数は、表示単位未満を切捨て、比率は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,179	流動負債	12,518
現金預金	8,721	工事未払金	5,824
完成工事未収入金	10,932	買掛金	55
売掛金	70	短期借入金	1,306
未成工事支出金	29	未払金	158
材料貯蔵品	102	未払法人税等	397
未収入金	238	未成工事受入金	3,780
その他	84	未払消費税等	206
		完成工事補償引当金	8
		賞与引当金	558
		役員賞与引当金	42
		その他	179
固定資産	5,173	固定負債	1,483
有形固定資産	3,910	社債	700
建物・構築物	977	長期借入金	220
機械・運搬具	252	再評価に係る繰延税金負債	403
工具器具・備品	63	退職給付に係る負債	101
土地	2,563	その他	58
その他	54		
無形固定資産	255	負債合計	14,001
ソフトウェア	27	(純資産の部)	
電話加入権	31	株主資本	10,498
その他	196	資本金	1,886
投資その他の資産	1,007	資本剰余金	1,982
投資有価証券	673	利益剰余金	8,283
繰延税金資産	268	自己株式	△1,653
その他	64	その他の包括利益累計額	852
		その他有価証券評価差額金	4
		土地再評価差額金	848
資産合計	25,352	純資産合計	11,351
		負債・純資産合計	25,352

(注)記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結損益計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	36,338	
兼業事業売上高	431	36,769
売上原価		
完成工事原価	32,427	
兼業事業売上原価	429	32,856
売上総利益		
完成工事総利益	3,911	
兼業事業総利益	1	3,912
販売費及び一般管理費		2,140
営業利益		1,772
営業外収益		
受取利息配当金	12	
その他営業外収益	18	30
営業外費用		
支払利息	32	
投資事業組合運用損	45	
その他営業外費用	6	84
経常利益		1,717
特別利益		
固定資産売却益	4	4
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	6	
減損損失	202	210
税金等調整前当期純利益		1,511
法人税、住民税及び事業税	528	
法人税等調整額	18	546
当期純利益		964
親会社株主に帰属する当期純利益		964

(注)記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
2025年4月1日残高	1,886	2,082	10,773	△55	14,687
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△924		△924
親会社株主に帰属する当期純利益			964		964
自己株式の取得				△4,246	△4,246
自己株式の処分		2		16	18
自己株式の消却		△101	△2,530	2,632	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計		△99	△2,490	△1,597	△4,188
2026年3月31日残高	1,886	1,982	8,283	△1,653	10,498

	その他の包括利益累計額			純 資 産 計 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計	
2025年4月1日残高	△12	848	835	15,522
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△924
親会社株主に帰属する当期純利益				964
自己株式の取得				△4,246
自己株式の処分				18
自己株式の消却				
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	17		17	17
連結会計年度中の変動額合計	17		17	△4,170
2026年3月31日残高	4	848	852	11,351

(注)記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項
すべての子会社を連結しております。
連結子会社の数 4 社
連結子会社の名称 佐田道路株式会社・株式会社島田組・株式会社リフォーム群馬・彩光建設株式会社
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法を適用する対象会社はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 資産の評価基準及び評価方法
 - 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券 市場価格のない 時価法
株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない 主として移動平均法による原価法
株式等 なお、投資事業組合への出資は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに「投資有価証券」を加減しております。
 - 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
未成工事支出金 個別原価法
材料貯蔵品 最終仕入原価法
 - ② 固定資産の減価償却方法
 - 1. 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）
（耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。）

2. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

（耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。）

3. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

③ 引当金の計上基準

1. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2. 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵補償費用に備えるため、過去の完成工事補償実績に基づいた将来の補償見込額を計上しております。

3. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

4. 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

5. 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末における手持ち受注工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは建設事業（土木関連・建築関連）を主な内容とした事業活動を展開しております。

建設事業においては、工事の請負契約に基づき、目的物の完成及び顧客に引渡す履行義務を負っております。

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 退職給付に係る会計処理

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

3. 建設工事の共同企業体（JV）に係る会計処理

主として構成員の出資割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっております。

4. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり収益を認識した完成工事高

・当期連結計算書類に計上した金額 29,213百万円

・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、当連結会計年度末までの進捗部分について、期間がごく短い工事を除き、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。工事原価総額の見積りは実行予算によって行います。

工事原価総額の見積りに用いた仮定には、気象条件、施工条件、資機材価格、作業効率等さまざまな要素があります。それら主要な仮定について適時・適切に見積りを行っておりますが、主要な仮定が変動した場合、翌連結会計年度の完成工事高が増減する可能性があります。

(2) 繰延税金資産

・当期連結計算書類に計上した金額 268百万円

・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、将来減算一時差異に対して、将来の課税所得が十分に見込まれる範囲で繰延税金資産を計上しています。将来の課税所得の見積りに際して、受注見込高や工事利益率等を主要な仮定として、一時差異のスケジュールリングを考慮して回収可能性を見積っております。

翌連結会計年度以降、主要な仮定に変動が生じ、将来の課税所得の見積額が影響を受けた場合、繰延税金資産が増減し、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	建 物	554百万円
	土 地	2,251百万円
	合 計	2,805百万円
② 担保に係る債務	短期借入金	650百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		4,339百万円

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34条）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

② 再評価を行った年月日

2000年3月31日

③ 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△889百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	15,521,233	—	2,135,000	13,386,233

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、2025年11月4日開催の取締役会において決議した、自己株式の消却による減少2,135,000株であります。

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	118,031	3,373,900	2,151,700	1,340,231

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、2025年5月19日開催の取締役会において決議した、自己株式取得による増加248,500株、2025年8月4日開催の取締役会において決議した、自己株式取得による増加123,400株、2025年9月11日開催の取締役会において決議した、自己株式取得による増加3,000,000株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブの退職者分取得による増加2,000株であります。

減少数の内訳は、2025年6月26日開催の取締役会において決議した、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少16,700株、2025年11月4日開催の取締役会において決議した、自己株式の消却による減少2,135,000株であります。

(3) 配当に関する事項

・配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	924	60.00	2025年3月31日	2025年6月26日

・基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月26日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	722	60.00	2026年3月31日	2026年6月29日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式及び債券であり、時価のある有価証券については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券（其他有価証券）	百万円 235	百万円 235	百万円 —
資産計(※1)	235	235	—
① 社債	700	699	△0
② 長期借入金(※2)	326	325	△0
負債計	1,026	1,025	△0

- (※1)「現金預金」「受取手形」「完成工事未収入金」「工事未払金」「短期借入金」「未成工事受入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (※2) 長期借入金是一年以内返済予定の長期借入金が含まれております。
- (※3) 非上場株式（連結貸借対照表計上額198百万円）は、市場価格がなく、「投資有価証券（その他有価証券）」には含めておりません。また投資事業組合への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に従い、時価開示の対象としておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は240百万円であります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債（単位 百万円）

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	80	—	—	80
債券	—	—	155	155

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債（単位 百万円）

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	699	—	699
長期借入金	—	325	—	325

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、債券については純資産に基づく評価モデルもしくは、その他の適切な評価技法を用いて測定しています。観察できない時価の算定に係るインプットを使用しているため、レベル3の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定の社債を含む）

社債の時価は、市場価格のない社債であり、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、賞与引当金であります。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位 百万円)

	土木関連	建築関連	兼業事業	計	合計
売上高					
官庁	7,577	8,260	—	15,838	15,838
民間	3,635	16,864	431	20,931	20,931
顧客との契約から生じる収益	11,213	25,125	431	36,769	36,769
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	11,213	25,125	431	36,769	36,769

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、連結貸借対照表上、売上債権は「完成工事未収入金」、「売掛金」に、契約資産は「完成工事未収入金」に、契約負債は「未成工事受入金」に含めております。

(単位 百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
売上債権	5,704	5,891
契約資産	1,879	5,111
契約負債	3,691	3,780

契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として未成工事受入金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2026年3月31日時点で34,409百万円であります。当該履行義務は、主に土木・建築事業におけるものであり、期末日後概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

8. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	942円33銭
1 株当たり当期純利益	71円57銭

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,824	流動負債	11,009
現金預金	4,998	工事未払金	5,034
完成工事未収入金	10,404	買掛金	52
売掛金	84	短期借入金	1,306
未成工事支出金	26	未払金	85
材料貯蔵品	92	未払法人税等	289
未収入金	146	未成工事受入金	3,411
その他	71	未払消費税等	167
		完成工事補償引当金	7
		賞与引当金	461
		役員賞与引当金	42
		その他	151
固定資産	5,197	固定負債	1,360
有形固定資産	3,625	社債	700
建物・構築物	962	長期借入金	220
機械・運搬具	178	再評価に係る繰延税金負債	403
工具器具・備品	63	資産除去債務	21
土地	2,397	その他	15
その他	23	負債合計	12,370
無形固定資産	177	(純資産の部)	
ソフトウェア	25	株主資本	7,799
電話加入権	29	資本金	1,886
その他	121	資本剰余金	1,940
投資その他の資産	1,394	資本準備金	1,940
投資有価証券	672	利益剰余金	5,626
関係会社株式	467	その他利益剰余金	5,626
繰延税金資産	206	繰越利益剰余金	5,626
その他	48	自己株式	△1,653
		評価・換算差額等	852
		その他有価証券評価差額金	4
		土地再評価差額金	848
		純資産合計	8,652
資産合計	21,022	負債・純資産合計	21,022

(注)記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	29,998	
兼業事業売上高	499	30,498
売上原価		
完成工事原価	27,006	
兼業事業売上原価	533	27,540
売上総利益		
完成工事総利益	2,991	
兼業事業総損失	33	2,958
販売費及び一般管理費		1,745
営業利益		1,213
営業外収益		
受取利息配当金	169	
その他営業外収益	23	192
営業外費用		
支払利息	31	
投資事業組合運用損	45	
その他営業外費用	5	83
経常利益		1,322
特別利益		
固定資産売却益	4	4
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	6	
減損損失	202	210
税引前当期純利益		1,116
法人税、住民税及び事業税	323	
法人税等調整額	26	350
当期純利益		766

(注)記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			本 利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計
2025年4月1日残高	1,886	1,940	99	2,040	8,314	8,314
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△ 924	△ 924
当期純利益					766	766
自己株式の取得						
自己株式の処分			2	2		
自己株式の消却			△101	△101	△ 2,530	△ 2,530
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	△ 99	△ 99	△ 2,688	△ 2,688
2026年3月31日残高	1,886	1,940	－	1,940	5,626	5,626

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計 合
	自己株式	株主資本計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
2025年4月1日残高	△55	12,185	△12	848	835	13,021
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△924				△924
当期純利益		766				766
自己株式の取得	△4,246	△4,246				△4,246
自己株式の処分	16	18				18
自己株式の消却	2,632					
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			17		17	17
事業年度中の変動額合計	△1,597	△4,386	17	－	17	△4,368
2026年3月31日残高	△1,653	7,799	4	848	852	8,652

(注)記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|--|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | 時価法 |
| 市場価格のない株式等以外のもの | (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等 | 主として移動平均法による原価法 |
| | なお、投資事業組合への出資は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに「投資有価証券」を加減しております。 |

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- | | |
|-----------|---------|
| ① 未成工事支出金 | 個別原価法 |
| ② 材料貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

(3) 固定資産の減価償却方法

- | | |
|--------------------|---|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く） | 定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）
(耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。) |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）
(耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。) |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法 |

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵補償費用に備えるため、過去の完成工事補償実績に基づいた将来の補償見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

④ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

⑤ 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末における手持ち受注工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は建設事業（土木関連・建築関連）を主な内容とした事業活動を展開しております。

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

② 建設工事の共同企業体（JV）に係る会計処理

主として構成員の出資割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっております。

③ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 一定の期間にわたり収益を認識した完成工事高
- ・当期計算書類に計上した金額 26,040百万円
 - ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 連結計算書類の連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。
- (2) 繰延税金資産
- ・当期計算書類に計上した金額 206百万円
 - ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 連結計算書類の連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
- | | | |
|--------------|-------|----------|
| ① 担保に供している資産 | 建 物 | 554百万円 |
| | 土 地 | 2,251百万円 |
| | 合 計 | 2,805百万円 |
| ② 担保に係る債務 | 短期借入金 | 650百万円 |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,079百万円
- (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | | |
|--|--------|--------|
| | 短期金銭債権 | 473百万円 |
| | 短期金銭債務 | 146百万円 |
- (4) 土地の再評価
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34条）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
- ① 再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。
- ② 再評価を行った年月日 2000年3月31日
- ③ 再評価を行った土地の当期末における時価
と再評価後の帳簿価額との差額 △889百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	売上高	1,507百万円
	仕入高	855百万円
② 営業取引以外の取引による取引高		169百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	118,031	3,373,900	2,151,700	1,340,231

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、2025年5月19日開催の取締役会において決議した、自己株式取得による増加248,500株、2025年8月4日開催の取締役会において決議した、自己株式取得による増加123,400株、2025年9月11日開催の取締役会において決議した、自己株式取得による増加3,000,000株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブの退職者分取得による増加2,000株であります。

減少数の内訳は、2025年6月26日開催の取締役会において決議した、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少16,700株、2025年11月4日開催の取締役会において決議した、自己株式の消却による減少2,135,000株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因は、賞与引当金であります。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

（単位 百万円）

	土木関連	建築関連	兼業事業	計	合計
売上高					
官庁	7,575	8,208	—	15,783	15,783
民間	2,334	11,880	499	14,714	14,714
顧客との契約から生じる収益	9,910	20,088	499	30,498	30,498
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	9,910	20,088	499	30,498	30,498

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。
- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
- ① 契約資産及び契約負債の残高等

当事業年度における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、貸借対照表上、売上債権は「完成工事未収入金」、「売掛金」に、契約資産は「完成工事未収入金」に、契約負債は「未成工事受入金」に含めております。

(単位 百万円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
売上債権	4,606	5,330
契約資産	1,786	5,158
契約負債	3,500	3,411

契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として未成工事受入金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

- (4) 残存履行義務に配分した取引価格
- 未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2026年3月31日時点で30,114百万円であります。当該履行義務は、主に土木・建築事業におけるものであり、期末日後概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

8. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	718円27銭
1 株当たり当期純利益	56円88銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川口 宗夫

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥見 正浩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐田建設株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐田建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川口 宗夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥見 正浩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐田建設株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示して

いるものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

佐田建設株式会社 監査等委員会

取締役常勤監査等委員	渡	邊	秀	幸	印
社外取締役監査等委員	丸	山	和	貴	印
社外取締役監査等委員	木	部	和	雄	印
社外取締役監査等委員	増	田	順	一	印

以 上

株主総会会場ご案内図

株主総会は佐田建設本社6階会議室で開催いたしますので、ご出席の場合は下記の案内図をご参照ください。

会場

- ◆ 所在地 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
- ◆ 交通 JR上越線・JR両毛線新前橋駅 西口 徒歩約12分
- ◆ 電話 027(251)1551(大代表)

